

令和7年度吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託
プロポーザル技術提案書作成要領

1 本要領の趣旨

本要領は、吉田町が令和7年度吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託を実施するにあたり、最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために提出を求める技術提案書について、その構成や記載内容等を定める。

2 提案書の作成方法

- (1) 技術提案書は任意の様式で作成するものとする。
- (2) 表紙及び目次をつけ、ページ番号を付番すること。
- (3) 表紙と目次を除き、A4判60ページ以内（長編綴じ・縦横どちらでも可）とする。
提案書の一部又は全部をA3判で作成してもよいものとするが、A3判1ページはA4判2ページ分として取り扱う。また、A3判についてはA4判の大きさに折りたたんで技術提案書に綴じ込むこと。
- (4) 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
- (5) 提案書の内容・掲載順は下記のとおりとすること。
 - ア 表紙（A4判1ページ）
 - イ 目次（A4判1ページ）
 - ウ 提案を求める内容（A4判60ページ以内）

	項目	記載すべき事項
1	取り組み	以下の内容について記述すること。 ①業務への理解 ②提供体制
2	セキュリティ	以下の内容について記述すること。 ①不正アクセス等に対応できているか ②紛失等があった際の対応に問題ないか ③提案者の社内等でのセキュリティ対策に問題はないか
3	システム機能	以下の①～③の機能の商品性について記述し、その他に提案可能な機能があれば記載すること。 ①利用児童の登降所管理 ②保育所と保護者との連絡ツール ③保育に係る計画及び記録作成ツール ④その他
4	システム導入体制	以下の内容について記述すること。 ①導入までのスケジュール ②システム環境初期構築作業 ③導入に関しての支援内容
5	サポート体制	以下の内容について記述すること。 ①職員向け操作研修会の概要 ②操作マニュアルの作成
4	運用・保守方法	以下の内容について記述すること。

	項目	記載すべき事項
		①サポートデスクの設置 ②障害発生時の対応 ③その他、拡張性・将来性・アピールポイント等

3 提案についての留意事項

- (1) 提案については、仕様書で定めた業務内容を踏まえた内容とすること。仕様書に記載のない内容であっても、当町にとって有益になるとと思われるものについては積極的に提案してよいものとするが、その場合も2(3)に記載するページ数を遵守すること。
- (2) 提案は1者1提案とする。
- (3) 提案書作成に要する費用は全て提案者の負担とする。